

太宰府市ひとり親家庭等 日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に支援員を派遣します。

利用できる事由

就職活動、技能習得のための通学、
疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的
行事への参加、
離婚等による環境の激変 など

支援の内容

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 食事の世話（調理不可）
- (3) 身の回りの世話
- (4) 通院の介助 など

(注意)・一時利用のみ、継続的な理由での利用はできません。

・利用は、月5回または月10時間以内です。

●利用料金

区分		利用者の負担額(1時間あたり)
		子育て支援 児童一人の場合
A	生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円
B	児童扶養手当支給水準世帯	70円
C	上記以外の世帯	150円

●利用の流れ(新規の場合)



※新規で利用される場合は、事前の登録と面談が必要です。

※日時、支援内容、家庭状況によっては、派遣できない場合があります。

《申込み・問い合わせ先》

太宰府市役所 保育児童課 児童福祉係 電話 092-921-2121 内線 316